

青森労働局からのお知らせ

令和5年2月6日

青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

審議継続となっていた青森県各種商品小売業最低賃金が改定されます。改定後の青森県特定(産業別)最低賃金の金額等は次のとおりです。

- ① 鉄鋼業 時間額 958円 【効力発生日】令和4年12月21日
- ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
時間額 888円 【効力発生日】令和4年12月21日
- ③ 各種商品小売業 時間額 882円 【効力発生日】**令和5年2月19日**
- ④ 自動車小売業 時間額 919円 【効力発生日】令和4年12月21日

☆ 業務改善助成金については、

「業務改善助成金コールセンター」(電話番号:0120-366-440)へ

☆ 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、

「青森働き方改革推進支援センター」(電話番号:0800-800-1830)へ

詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。

URLはこちら

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

お問い合わせ先:労働基準部賃金室 <電話番号>017-734-4114

人材開発支援助成金

「人への投資促進コース」「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内

[継続掲載]

事業主等が雇用する労働者に職務に関連した訓練計画に沿って訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金という助成制度があり、令和4年4月に「人への投資促進コース」が創設されました。

当該コースには「IT分野未経験者の即戦力化のための訓練」「デジタル分野など高度人材の育成のための訓練」「定額制の研修サービスによる訓練」など、企業のイノベーションの促進や事業運営に資する人材育成を行う事業主に対する助成メニューや、「労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する」「働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する」など、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主に対する助成メニューがあります。なお、令和4年12月に制度見直しにより助成率が上がりました。

また、令和4年12月から、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成や、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成に取り組む事業主に対する助成として「事業展開等リスキリング支援コース」が創設されました。

詳しくは、厚生労働省の人材開発支援助成金のページをご覧ください。

URLはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

お問い合わせ先：職業安定部職業対策課 <電話番号>017-721-2003

関係資料：リーフレット（別添1～3）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、人への投資促進コースにおいて、令和4年12月2日から施行される主な改正内容についてご紹介しています。

<令和4年12月2日の主な改正内容>

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 助成限度額の引き上げ	2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和
			3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ
			4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

1 助成限度額の引き上げ

人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、1,500万円から2,500万円に引き上げました。

2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和

【変更点1】

経費助成率を以下のとおり引き上げました。

中小企業	大企業		中小企業	大企業
45% (+15%)	30% (+15%)	➔	60% (+15%)	45% (+15%)

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

【変更点2】

訓練の実施目的が、職務に間接的に必要となるスキルや共通的なスキルを習得させるものである場合は、経費助成の対象となりませんが、これらに該当する場合であっても、企業内においてデジタル・DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるために実施する教育訓練である場合は、経費助成の対象としました。

3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ

【変更点1】

経費助成率を、**30%から45%**（生産性要件を満たした場合はそれぞれの経費助成率に15%を加算）に引き上げました。

【変更点2】

自発的職業能力開発訓練の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる**助成限度額**を、**200万円から300万円**（※）に引き上げました。

※ 表面「1 助成限度額の引き上げ」に記載をした、人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の助成限度額2,500万円のうち、自発的職業能力開発訓練の助成限度額は300万円となります。

4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

支給対象訓練に、国のデジタル人材育成プラットフォーム「**マナビDX（デラックス）**」（※1）に掲載されている講座のうち、**講座レベルがITSS（※2）レベル4相当又は3相当に区分される講座**を**支給対象訓練に位置付け**ました。

※1 経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。

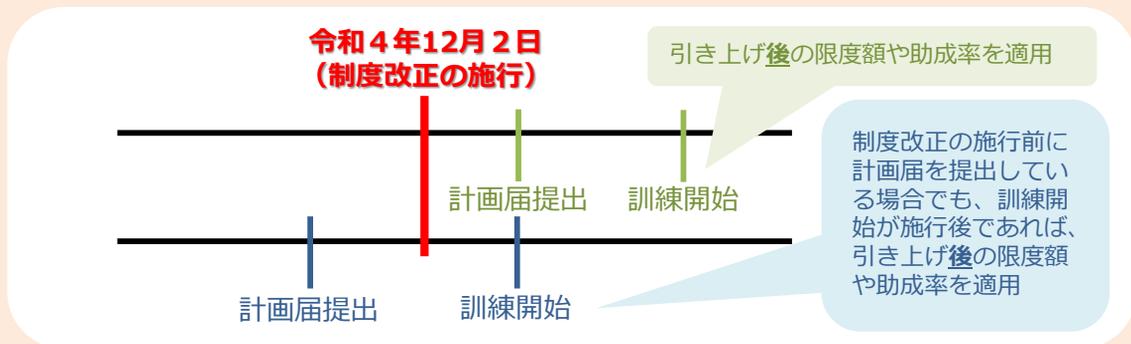
マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

※2 IPAが公表する各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

＜ATTENTION＞

各助成限度額の引き上げや経費助成率の引き上げについては、令和4年12月2日より前に訓練実施計画届を提出している場合でも、訓練開始日が12月2日以降である場合は、引き上げ後の助成限度額や経費助成率が適用されます。

（引き上げ後の限度額等が適用される例）



本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。また、人材開発支援助成金では、上記の改正に加え、令和4年12月2日から「**事業展開等リスクリング支援コース**」を新設しています。詳細については厚生労働省HPをご覧ください。

雇用関係助成金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金

検索

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶ 詳細はP2～3へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4～6年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設**しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+ 15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+ 15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+ 15%)		(+ 200円)	(+ 100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
(+ 5万円)		(+ 3万円)		

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+ 4万円)	(+ 1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+ 4万円)	

・ () 内の助成率 (額) は、生産性要件を満たした場合の率 (額) です。

・ 賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額 (定額)**です。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
2500万円	1000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで	

● 受講者1人あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数 (1年あたり)	
	※実訓練時間数に応じて		大学				大学院
	中小企業	大企業	中小企業	大企業			
定額制訓練	-	-	-	-	-	-	
高度デジタル人材訓練	30~50万円	20~30万円	150万円	100万円	-	原則1200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1600時間	
成長分野等人材訓練	-	-	-	-	国内150万円 <海外500万円>		
自発的職業能力開発訓練	7~20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	-	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15~50万円	10~30万円	-	-	-	1200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	-				-	最大150日 ※有給の長期休暇のみ	-

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100~200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**訓練実施計画**を作成する
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前までに**管轄労働局に**提出**する

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練実施計画届・ 年間職業能力開発計画・ 訓練別の対象者一覧
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練内容を確認できるカリキュラム・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）

Step 2 訓練実施

- 「**年間職業能力開発計画**」に基づき訓練を実施する

Step 3 支給申請

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に**提出**する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 法令違反等がないか確認する書類・ 支給申請書・ 助成額を算定した書類・ OFF-JT実施状況報告書
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など・ 訓練に使用した教材の目次等の写し・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金に 事業展開等リスキリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは
裏面をご覧ください→

▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：
- ・ 新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・ 日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・ 繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・ 料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：
- ・ ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・ アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・ 顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：
- ・ 農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・ 風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**または**6か月以内に実施したもの**である必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

